

沿岸広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成31年1月29日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 気仙郡住田町世田米字田谷72番3地先から字山谷23番2地先まで
  - (2) 気仙郡住田町世田米字山谷7番3地先から字火石33番11地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 平成31年1月29日から同年3月1日まで